

平成 29 年度年末・年始労働災害防止強化運動実施要綱

厚生労働省 茨城労働局

1. 趣 旨

県内における 10 月末現在の労働災害は、死亡者数が 14 人と前年に比べ 7 人 (33.3%) 減少している。また、休業 4 日以上の死傷者数は 2,152 人となり、前年と比べ 3 人 (0.1%) 減少しているものの、製造業、建設業及び運輸交通業等では増加傾向を示し、憂慮すべき状況となっている。

年末・年始は、掃除や機械設備の保守点検・始動等の作業が多くなるとともに、積雪や凍結等による労働災害発生のリスクが大きくなることから、普段にも増して作業前点検の実施、作業手順や交通ルールの遵守、非定常作業における安全確認の徹底等、労働災害の防止に特別な配慮が必要である。

このような状況の中、関係労使の安全衛生意識の高揚により 1 年を無災害で締めくくり、だれもが安全で健康な新年を迎えられるよう、労働災害防止活動の総点検と取組の強化を図るため「平成 29 年度年末・年始労働災害防止強化運動（以下、「強化運動」という。）」を展開する。

茨城労働局及び各労働基準監督署においては、関係団体等に対し強化運動の積極的な取組について要請等を行うとともに、あらゆる機会を捉えて周知啓発を行う。

また、年末は工事量の増加が見込まれること等から「北関東一斉監督」として、建設工事現場に対する監督指導等を実施する。

さらに、12 月は転倒災害防止対策（「STOP！転倒災害プロジェクト茨城」）の重点取組期間であることから転倒災害防止対策の推進を図ることとする。

2. 実施期間

平成 29 年 12 月 1 日から平成 30 年 1 月 31 日までとする。

3. 実施事項

(1) 茨城労働局及び各労働基準監督署の実施事項

① 関係団体等への要請等

ア 関係団体等に対し、強化運動の取組を推進するため要請を実施

イ 関係機関等に対し、強化運動の推進等について協力を依頼

② 局幹部（局長、労働基準部長）によるパトロールの実施

平成 29 年 12 月 4 日（月）に建設業及び製造業を対象に実施

③ 署長等によるパトロールの実施

強化運動期間中に署長等によるパトロールを実施

④ あらゆる機会をとらえての周知啓発等

ア 各種会議、集団指導及び個別指導等のあらゆる機会をとらえた、強化運動の周知啓発

イ 茨城労働局ホームページ、リーフレット等による周知啓発

(2) 建設業に対する重点的取組

① 茨城県内の死亡災害のうち半数の7件(11月6日現在)が建設業で発生していることに鑑み、以下の重点的取組を行う。

ア 墜落・転落災害の防止(足場、高所作業の墜落防止措置の徹底、はしごの転倒防止等)

イ 建設工事現場に対する監督指導を北関東4労働局(茨城、栃木、群馬、埼玉の各労働局)で一斉に実施

(3) 事業場の実施事項

① 経営トップによる年末・年始の災害防止に関する決意表明

② 経営トップ等による職場内の安全衛生パトロールの実施

③ リスクマネジメント及び労働安全衛生マネジメントシステムの導入・定着

④ KY(危険予知)活動を活用した非定常作業における労働災害防止対策の徹底

⑤ 機械設備に係る一斉検査及び作業開始前点検の実施

⑥ 火気の点検・確認等火気管理の徹底

⑦ 安全保護具・労働衛生保護具の点検と整備

⑧ はさまれ・巻き込まれ災害の防止対策の徹底

⑨ 交通労働災害防止ガイドラインに基づく対策の徹底

⑩ 化学物質のリスクアセスメントの実施を含めた化学物質対策管理の徹底

⑪ 年末年始の大掃除等を契機とした5Sの徹底

⑫ 年始時期の作業再開時の安全確認の徹底

⑬ 「STOP!転倒災害プロジェクト茨城」に基づく対策の推進

⑭ 健康的な生活習慣(睡眠、飲酒)に関する保健指導の実施及び受動喫煙対策の推進

⑮ ストレスチェック結果等を活用したメンタルヘルス対策・過重労働対策の推進

⑯ インフルエンザ等感染症予防対策の徹底

⑰ 安全衛生旗の掲揚、ポスター及びのぼり等の掲示

⑱ その他の安全衛生意識の高揚のための活動の実施